第明治三十五種郵便物認可　三月二十一日

平成２３年（フ）第１４０９６号
東京都世田谷区南烏山１丁目24―７―102
債務者　山崎　　努
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１２８号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東３丁目31―15―208
債務者　大谷　有一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５１１号
横浜市青葉区市ケ尾町1053番地３　ミントハウス104
債務者　小松　保男
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7130番地
債務者　北里　貴司
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後３時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県阿蘇市赤水919番地４
債務者　田島　良一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１２８３号
東京都東村山市富士見町１丁目14番地南台団地６―106
債務者　中出　裕二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４１号
東京都八王子市松が谷27番地６―105
債務者　及川　隆二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２７０号
東京都日野市万願寺３丁目８番地の５ジュネスメゾン202
債務者　小野　太郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４号
大阪市西成区旭３丁目８番27号、開始決定時の住所奈良県高市郡高取町大字観覚寺75番地の２
破産者　大村　綾子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
奈良県橿原市常盤町49番地の１　上田ハイツ202、前住所奈良県桜井市大字東新堂352番地の１
破産者　川畑　雅代
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５１５号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番20―101号、破産開始決定時の住所札幌市東区北49条東３丁目３番８号
破産者　山縣　美裕
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
茨城県つくば市高崎737番地３
破産者　橋本　直子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
千葉県木更津市請西南２丁目１番地６　エヴァーグリーン201
破産者　佐久間奈緒（旧姓宗政）
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２７号
千葉県木更津市高柳１丁目５番６号
破産者　安次冨京子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３６１０号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ14棟202号
破産者　槻木セツ子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７７号
愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原29番地　シャンテ101号
破産者　福岡　恵子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３６号
名古屋市千種区城木町２丁目25番地
破産者　浅井　仁美（旧姓木村・姓農）
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部